新潟市排水設備工事配管延長助成金交付要綱

平成25年4月1日制定 平成26年3月6日改正 平成28年4月1日改正 平成29年4月1日改正 令和2年4月1日改正 令和3年4月1日改正

(趣旨)

第1条 この要綱は、下水道への接続促進を図り、環境衛生の向上に資することを目的に、 くみ取便所又はし尿浄化槽便所を下水道へ接続するための排水設備工事(以下「改造工事」 という。)を行う者に対して、新設する排水管の管路延長(以下「配管延長」という。) に応じて助成金を交付することに関して、新潟市補助金等交付規則(平成16年新潟市規 則第19号)に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(助成の適用対象)

- 第2条 助成の適用対象は、次のとおりとする。
 - (1) 新潟市内で改造工事を行う建物において、公共ますから上流部に新設する屋外排水管の配管延長が25メートルを超える場合、25メートルを超えて新設する部分の屋外排水管の配管延長。
 - (2) 新潟市内で改造工事を行う建物において、敷地狭隘のため屋外排水管の設置が困難な場合、新設する屋内排水管の配管延長。
- 2 前項により助成の適用対象となる配管延長は30メートルを上限とし、雨水のみ流れる 排水管及び屋外器具のために設置する排水管を除くものとする。

(助成金交付対象者)

- 第3条 助成金交付の対象となる者は、次の各号いずれかの条件を備える者とする。
 - (1) 下水道法(昭和33年法律第79号。以下「法」という。)第2条第8号に規定する処理区域内において、法第9条第2項において準用する同条第1項の規定により公示された下水の処理を開始すべき日(以下「開始すべき日」という。)から3年以内に改造工事を行う者。ただし、新潟市私道公共下水道設置要綱(平成3年4月1日制定)の規定に基づく私道への公共下水道の設置の申請が受理されたものにあっては、当該公共下水道が竣工した日を開始すべき日とみなす。
 - (2) 新潟市下水道条例(平成7年新潟市条例第32号)第24条第1項の規定による 許可を受けて、改造工事を行う者。

- 2 前項の規定に係らず、次のいずれかに該当する者については、助成金交付の対象としない。
 - (1) 建物の新築に伴う排水設備の設置者。
 - (2) 国,地方公共団体その他法人(自治会・町内会を除く)。
 - (3) 新潟市排水設備工事助成規則(昭和48年新潟市規則第22号)による助成金を受けて共同排水設備の設置改造工事を行う者,及び既に設置されている共同排水設備を使用し改造工事を行う者。
 - (4) 市税,下水道使用料及び下水道事業受益者負担金・分担金を滞納している者。 (助成金の額)
- 第4条 配管延長1メートル当たりの基準単価は屋外排水管9千円,屋内排水管8千円とする。
 - (2) 前項の基準単価に、5分の4を乗じて得た額を助成単価とし、第2条に規定する 適用対象の延長を乗じて得た額を助成金の額とする。ただし、助成金額に百円未満の端 数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(助成金の交付申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする者は、あらかじめ排水設備工事配管延長助成金交付申請書(別記様式第1号)を市長に提出しなければならない。

(交付の決定等)

- 第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、交付申請書及び関係書類を審査の うえ速やかに助成金を交付するか否かを決定するものとする。
- 2 前項の規定により、助成金の交付を決定したときは排水設備工事配管延長助成金交付決 定通知書(別記様式第2号)により、助成金の不交付を決定したときは排水設備工事配管 延長助成金不交付決定通知書(別記様式第3号)により申請者に通知するものとする。
- 3 第1項の交付の決定は、当該決定の日の属する年度の末日までに改造工事が完了しないときは、当該決定はその効力を失うものとする。ただし、申請者の責めに帰さないやむを得ない事情によりその効力を失ったと市長が認めるときは、当該決定の日の属する年度の翌年度に、第5条の規定による交付申請を再度することができる。なお、すでに改造工事に着手しているときも同様とする。
- 4 第3条第1項第1号に規定する開始すべき日から3年以内に改造工事が完了しないときは、第1項の交付の決定はその効力を失うものとする。

(申請の取下げ)

第7条 助成金の交付決定を受けた者は、改造工事着手の結果、第2条第1項に規定する助成の適用対象とならないことが判明した場合、速やかに市長に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出があったときは、当該申請に係る交付決定はなかったものとみなす。

(変更交付申請及び実績報告)

- 第8条 申請者は、改造工事完了後速やかに排水設備工事配管延長助成金実績報告書(別記様式第4号)により、関係書類を添えて市長に報告しなければならない。
- 2 申請者は、助成金の交付決定を受けた配管延長と1メートル以上の変更が生じた場合、 前項によらず排水設備工事配管延長助成金変更交付申請兼実績報告書(別記様式第5号) により、関係書類を添えて市長に報告しなければならない。ただし、交付申請及び実績報 告のいずれにおいても第2条に規定する適用対象の延長が上限の30メートルに達する場 合を除く。

(助成金の額の確定等)

- 第9条 市長は、前条第1項の規定により実績報告を受けた場合においては、当該実績報告書の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、交付要件に適合すると認めたときは、交付すべき助成金額を確定し、排水設備工事配管延長助成金額確定通知書(別記様式第6号)により申請者に通知し、助成金を交付する。
- 2 市長は、前条第2項の規定により変更交付申請及び実績報告を受けた場合においては、 当該変更交付申請兼実績報告書の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、交付要件 に適合すると認めたときは、助成金の変更交付の決定及び交付すべき助成金額を確定し、 排水設備工事配管延長助成金変更交付決定兼助成金額確定通知書(別記様式第7号)によ り申請者に通知し、助成金を交付する。
- 3 市長は,第1項及び第2項に規定する実績報告書の審査等により交付要件に不適合とした場合,排水設備工事配管延長助成金審査結果通知書(別記様式第8号)により申請者に通知する。

(交付決定の取消し及び助成金の返還)

- 第10条 市長は、第6条による交付決定又は第9条第2項による変更交付決定を受けた者 が次のいずれかに該当したときは、助成金の交付の決定の全部又は一部を取消すことがで きる。
 - (1) 偽りの申請その他の不正な手段によって助成を受けたとき。
 - (2) 本要綱の規定に違反したとき。
 - (3) その他、市長が不適切と認めたとき。
- 2 前項の規定は、交付すべき助成金の額の確定があった後においても適用があるものとする。
- 3 市長は、第1項の規定による取消しをした場合は、排水設備工事配管延長助成金交付決

定取消通知書(別記様式第9号)により、申請者に通知するものとする。

4 市長は、助成金の交付の決定を取消した場合においては、当該取消しに係る部分に関し 既に助成金が交付されているときは、申請者に対し、排水設備工事配管延長助成金返還命 令書(別記様式第10号)により期限を定めてその返還を命ずることができる。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。

附則

この要綱は、平成26年3月6日から施行する。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現に改正前の第6条第3項の規定によりその効力を失ったときは、 この要綱の施行後も、改正前の同条第4項の規定を適用するものとする。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の第3条及び第6条第4項の規定は、平成29年10月1日以後 の申請から適用し、同日前に申請のあったものについては、なお従前の例による。

附則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

	- 1 - 12 - 4 - 1 - 7								
						年	Ē	月	日
	排水設備工	事配管	莎延長	助成金交付申	請書				
(宛先)新潟市長		申請者	首 住	- 名					
新潟市排水設備」 申請します。	工事配管延長助成金交	付要網	岡に基	基づく助成金 の)交付	を受けたい	いので、	次のと	おり
助成事業の名称	新潟市排水設備工事	事配管	延長馬	助成					
工事場所	新潟市								
工事区分	□ くみ取便所改造			净化槽撤去					
	□ 屋外配管助成	配管	延長	:	m	※小数点			
申請 内容	□ 屋内配管助成	配管	延長	:	m	※既設管 用の排	, 雨水管 水管,	ぎ,屋外装 共同管はM	器具 余く
工事完了予定	年 月	頃	振	振込銀行	ž	頁金種別		口座番号	ŗ
処理開始年月日	年 月	日		銀] 普通			
施工工事店名			兀	支	店	当座			
			7	フリガナ					
	電話		F	口座名義人					
 注意1:太枠内の必要	要事項を記入して下さ	い。							

2:該当する口に☑印を記入して下さい。

3:原則として口座名義人は申請者と同一名義とします。

4:銀行名,支店名,口座番号,名義人は,再度確認をお願いします。

5: 工期は必ず年度内に竣工するよう設定してください。

添付書類:納税証明書(新潟市制度用),位置図,平面図

【処理欄】 以下の欄は市で使用するため記入しないで下さい。

処理区	処理開	始	助成效	力象	使用	料	負担金(分	}担金)	市	税
受付番号	年月日	確認者	延長	確認者	滞納	確認者	滞納	確認者	滞納	確認者
			m		有・無		有・無		有・無	

助成金額 内訳					
	助成金額	Ш		訳	
1 -	+/3/4/4 TE HX	円	, ,	H/ \	

様

新潟市長

(担当)

排水設備工事配管延長助成金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった排水設備工事配管延長助成金について, 次のとおり 交付決定をしたので通知します。

- 1 工事場所 新潟市
- 2 助成金の内容
- 3 交付決定額 円
- 4 交付の条件
 - (1) 年 月 日までに工事を完了すること。
 - (2) 新潟市排水設備工事配管延長助成金交付要綱第2条の要件を満たすこと。
 - (3) 年 月 日付けで申請のあったとおり工事を施工すること。
- 5 そ の 他
 - (1) 工事施工の結果によっては、助成金額の変更又は助成の対象外となる場合があります。
 - (2) 本交付決定の効力については、 年 月 日を期限とします。

様

新潟市長

(担当)

排水設備工事配管延長助成金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった排水設備工事配管延長助成金について, 次のとおり 不交付の決定をしたので通知します。

- 1 工事場所 新潟市
- 2 助成金の内容
- 3 不交付の理由

排水設備工事配管延長助成金実績報告書												
(宛先)	新潟市長				申請者 設置者)	住プリ氏	ガナ					
年 月 日付け 第 号 で交付決定のあった助成金の 事業が完了したので、次のとおり報告します。								のあった助成金の				
助成事業	の名称	新潟市	排水設	備工事	配管延	長助原	戈					
工事	場所	新潟市										
工事	区分	□ < 7	,取便原	所改造			争化槽	撤去				
交 付 決	定額		Н									
		□屋夘	卜配管具	助成	配管延長: m				n	※小数点以下は切り捨てます		
実績報告	予内容	□ 屋内配管助成			配管延	長:		m / 米既設行 m 用の打			管,雨水管,屋外器具 非水管,共同管は除く	
工事完	了 日	年 月 日										
施工工事	施工工事店名 電話											
注意 1:7 2: ā 添付書類		コに図印る	記入									
【処理欄】	以下の構	闌は市で何	使用す?	るため言	記入しな			١,				
申請書 受付番号	処理 年月	開始			T.	助成延長 延長 確認			確認者	備考		
<u>ДП н 7</u>	• (申請書処理	•	確認 日 • •			現地		延	m	1年中心一日	※助成延長は, 小数点以下切捨て	
助成金額			Щ	内言	沢							

月

日

年

								名	F	月	日		
			排水設	備工事配管	延長」	助成金変更交付	·申請兼実績	報告書					
(宛:	先)新河	潟市長				. £ar	7年至日						
						申請者(が便番号 注 所 アリーガナ						
						(設置者).	氏 名						
						ē Ē	電 話						
つい	て, 次(第 ¢が完了したの [*]			のあっ	た助成	金に		
助成	事業の	名称	新潟市	排水設備工	事配行	管延長助成							
エ:	事場	所	新潟市										
I.	事 区	分	□ くみ取便所改造 □ 浄化槽撤去										
交点	力決 定	額	円										
変	<u>ग</u> र मेग	申請	□屋夕	卜配管助成	西己	管延長:	m						
変更	3例	中雨	□屋巾	內配管助成	西己	管延長:	m	※小数点以下は切り捨てます					
申請	亦亩	申請	□屋夕	卜配管助成	酉已	管延長:	m	※既設管,雨水管,屋外器具 用の排水管,共同管は除く 					
нн	发 发	中间	□屋内	內配管助成	西己	管延長:	m						
工事	事完了	. 日		年	月	日		•					
# T	·	F 4											
施工	工事品	5名					電話	÷					
注意	1:太村	枠内の』	込要事項?	を記入して	下さい	۱ _°	<u>-F3.H1</u>						
				を記入して	下さい	١,							
			平面図,	<u></u>									
【処理村				使用するたる	め記入	、しないで下さい 助成延長	· \						
申請受付番		年月	開始 月日	確認日	1	確認方法	延長	確認者		備	考		
	(1	• 申請書処理	• 欄から転記)			□ 現地確認 □ 添付書類	m			成延長は 数点以下			
助成金	額			内	訳								

第		号
年	月	日

様

新潟市長 (担当)

排水設備工事配管延長助成金額確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった排水設備工事配管延長助成金について, 次のと おり額の確定をしたので通知します。

- 1 工 事 場 所 新潟市
- 2 助成金の内容
- 3 確 定 額 円

第		号
年	月	日

様

新潟市長

(担当)

排水設備工事配管延長助成金変更交付決定 兼助成金額確定通知書

年 月 日付けで変更交付申請及び実績報告のあった排水設備工事配管延長助成金について、次のとおり交付決定を変更し、併せて額の確定をしたので通知します。

- 1 工 事 場 所 新潟市
- 2 助成金の内容
- 3 交付決定額 円
- 4 変更交付決定額 円 (確 定 額)

様

新潟市長

(担当)

排水設備工事配管延長助成金審査結果通知書

年 月 日付けで実績報告のあった排水設備工事配管延長助成金について,新潟市排水設備工事配管延長助成金交付要綱により審査した結果,次の理由により助成の対象外となったため通知します。

- 1 工 事 場 所 新潟市
- 2 助成金の内容
- 3 交付決定額 円
- 4 助成の対象外となった理由

様

新潟市長

(担当)

排水設備工事配管延長助成金交付決定取消通知書

年 月 日付け 第 号で交付決定をした排水設備工事配管延長助成金について、次のとおり交付決定を取消したので通知します。

- 1 工 事 場 所 新潟市
- 2 助成金の内容
- 3 交付決定額 円
- 4 交付決定取消額 円
- 5 取り消しの理由

様

新潟市長

(担当)

排水設備工事配管延長助成金返還命令書

年 月 日付け 第 号で交付決定の取消しをした排水設備工事配管 延長助成金について、次のとおり返還を命ずる。

- 1 交付済額 円
- 2 返 還 額 円
- 3 返還の期限
- 4 返還の理由